

著作権審議会第1小委員会
専門部会（執行・罰則等関係）報告書（抜粋）
平成11年10月

2 侵害罪の非親告罪化

著作権等の侵害罪等を非親告罪とすることについては、今後の侵害行為の態様等に留意しながら、引き続き検討する。

（1）背景

特許権等の侵害罪については、平成10年の法改正において、従来の親告罪を非親告罪とする改正が行われたところである。特許権等については、現在ではほとんどの権利者が法人であると考えてもよい状況にあること、研究開発成果の保護のため、特許権等を他の一般財産権よりも手厚く保護しなければならないとする強い社会的要請があること、また、特許の流通市場の創設や特許権等の担保化等の進展により、特許権等の保護は私益の保護であるとしても公的性格が高まりつつあることを踏まえると、あえて「被害者である権利者が不問に付することを希望する」場合を想定して、親告罪としておく必然性が失われているという事情が考慮されたものである。

（2）著作権法への導入について

著作権侵害罪については、親告罪であることにより犯人を知ったときから6月以内に告訴することが必要になるが、この告訴期間の経過により、権利者が告訴できないという事態を避けるため、非親告罪とする必要があるとの考え方や、権利者自らの告訴のみならず、第三者の告発によって法の執行機関が捜査権限を有することにより、権利侵害に対する抑止力が高まるとする導入に積極的な意見もあるものの、著作物には営業的に利用されないものが多いなど、なお特許と比較して私益性が強いことや、著作権においては特許権と異なり審査、登録が権利発生の要件となっておらず、権利の帰属関係が特許権ほど明確でないこと、日常的、恒常的に利用されることが多く、侵害手段も平和的である著作権について権利者の告訴を要件とせず訴追することができることとすると、第三者による告発の濫発が予想されうること等から、導入については今後の侵害行為の態様等の状況を踏まえ、さらに検討する必要がある。

なお、著作隣接権、出版権等侵害については著作権侵害と同様の事情が存するが、著作者人格権については、個別の事情が存することに配慮する必要がある。